

新潟市小児慢性特定疾病審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の4第1項に規定する小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 審査会は次に掲げる事項について審査する。

- 1 法第19条の3第4項に規定する、市が小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないこととする事項（申請の形式上の要件に適合しない場合として児童福祉法施行規則で定める場合を除く。）
- 2 その他必要な事項

(委員の任命)

第3条 委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条

- 1 審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条

- 1 審査会は、原則として開催が必要とされる月の第3水曜日に開催する。
- 2 審査会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。ただし、欠席する委員があらかじめ意見を会長等へ伝達している場合は、その委員の正式な意見として取り扱う。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要に応じて書面により実施する。その場合は、全委員の意見を会長に報告し、その意見を基に会長が判定するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「新潟市小児慢性特定疾患対策協議会運営要綱」は廃止する。